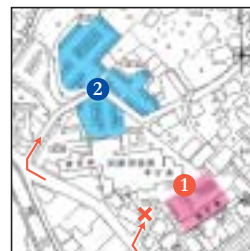


市役所駐車場の利用

12月中旬

より、南庁舎
解体工事、庁
舎増築工事の
ため庁舎南側
駐車場 が利



用でなくなりま
す。今後、市役
所をご利用され
る際には庁舎北
側の駐車場 を
ご利用ください

▼財産管理課 23局3591

FAX 23局0180

TAX

税

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべ

て対象となります。ただし、構築物であっても「家屋」として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは「償却資産」の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても、毎年申告が必要です。当てはまる資産がある場合は、平成18年1月1日現在の「償却資産」の所有状況を平成18年1月31日（火）までに申告してください。

詳しくはお問い合わせください。

償却資産の対象となる資産

構築物

温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装など

機械および装置

暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置・コンバインなど

船舶

ボート・漁船など

航空機

飛行機・ヘリコプターなど
車両および運搬具

フォークリフト・構内運搬車など
工具・器具および備品

エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケースなど

▼税務課 23局3510

FAX 23局0180

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを支払う方は、一定金額以上を支払った場合、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。

平成17年分の提出は、平成18年1月31日（火）までです。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

▼豊橋税務署

（0532）52局6201

FAX （0532）54局5990

市税の休日収納窓口を開設

▼日時 12月25日（日）午前8時30分～午後5時 ▼場所 田原市役所税務課 ▼業務内容 市税の収納

▼税務課 23局3510

FAX 23局0180

県税の休日収納窓口を開設

▼日時 12月18日（日）午前9時～午後5時 ▼場所 県税事務所（海部徴収課、安城徴収課・新城駐在室を含み、高辻軽油引取税課は除く）

▼業務内容 県税の収納

▼東三河県税事務所徴収課（〒440-8528 豊橋市八町通5・4）（0532）54局5111
FAX （0532）54局5125

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼10月20日、金井ツルヨさんより社会福祉のため、パーソナルカラオケ1台。

▼10月25日、庄田翠苑さんより新市発足記念として、書（島崎藤村「やしの美」の一説）1点。

▼10月27日、林茂美さんより社会福祉向上のため、屏風「健康行進歌」8曲一双1点。